

広島県告示第七百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
<p>名 称 社団法人東広島地区医師会</p> <p>主たる事務所の所在地 東広島市西条町土与丸一―一三番地</p>	<p>名 称 東広島地区医師会福祉用具貸与事業所</p> <p>所 在 地 東広島市高屋町中島四九六番地</p>	<p>平成一九年三月二日</p>
<p>有 限 会 社 SOJAC Hiroshima</p> <p>広島市南区仁保新町一丁目四番一―二号</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売事業所ソジャック広島</p> <p>広島市南区仁保新町一丁目四番一―二号</p>	<p>平成一九年三月二日</p>
<p>株式会社ザ・メニユー</p> <p>広島市西区庚午中三丁目八番一九号</p>	<p>ライフケア銀の杖</p> <p>広島市西区庚午中三丁目八番一九号</p>	<p>平成一九年五月二日</p>